

島根県産業技術センターの研究に関する不適切事案について

島根県産業技術センターが、他の中国4県各工業技術センター及び産業技術総合研究所中国センターと行った共同研究において試験評価装置の不適切な取扱い等があったことが判明しました。

今後、このような事が生じないよう、再発防止に努めて参ります。

記

1. 共同研究の概要

平成 28 年度に中国5県の工業技術センターが、食品の味を測定する「味覚センサー」について、同一メーカーの同じ製造ロットのセンサーを用いて共通の試料を測定し、データの検証と人の味覚（官能試験）との比較を行った。



味覚センサー 装置全体像



センサー部分

〈試験内容〉

1. 同一メーカーの同じ製造ロットのセンサーを使い、1 回目の測定を行う。
2. 数日空けて、1と同じセンサーを使い、2 回目の測定を行う。
3. 上記の1とは別ロットの各県が所有するセンサーを使い、3 回目の測定を行う。
(3 回目の測定は任意で各県の判断により実施)

2. 経緯

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 28 年 10 月～12 月 | ・ 上記〈試験内容〉 1. 2. 3の測定を実施
・ 幹事県(広島県)により測定結果を取りまとめ |
| 平成 30 年 2 月 | ・ 幹事県(広島県)により産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会バイオテクノロジー分科会で研究結果を発表 |
| 令和 4 年 10 月 | ・ 当該研究における島根県が実施した測定過程に不適切な行為があったのではないかと外部の方から指摘あり |

3. 指摘内容

- ① 使用期限を超過した試薬を使用したこと
- ② 3 回目の測定において、使用不可の判定が出ているセンサーを使用したこと

4. 指摘内容に関して確認した結果

①について

- ・ 使用した試薬は、使用期限を約1カ月超過していた。
- ・ 使用期限は、試薬容器のラベルではなく装置の取扱説明書に記載されており、職員がその記載を確認しないまま使用していたことが判明した。

②について

- ・ 3回目の測定において使用したセンサーについては、メーカーで規定されている使用前に実施する性能確認試験である「保守測定」を実施しないまま使用した。また、この共同研究手順の中で定められた「保守測定用標準液」による測定データは取得していたが、その測定結果に異常値の有無を確認しないまま幹事県にデータを提供した。
- ・ なお、平成 30 年に幹事県(広島県)が発表した研究結果には、同一メーカーの同じ製造ロットのセンサーで行った2回目までの測定結果のみが採用されており、3回目の測定データは使用されていない。

5. 再発防止策

- 使用期限が試薬の外箱や説明書等に記載されている場合には、容器本体に転記
- 味覚センサーには、使用前に性能確認を行うよう注意喚起するラベル等を貼付
- 全てのセンター職員に対して所長から、今般発生した事案の内容と発生要因について周知し、機器の適切な管理や取扱の徹底と試薬の使用期限を複数人で確認するよう指示